

第三回 參議院法務委員會會議錄第六号

昭和二十三年十一月十八日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○刑事訴訟法施行法案(内閣送付)

○裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣送付)

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案(内閣送付)

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣送付)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査のための議員派遣要求に関する件

午前十時五十二分開會

○委員長(伊藤修君) これより法務委員會を開會いたします。

○星野芳樹君 開會に先き立つて政府委員に一言申し上げますが、本日は十時の法務委員會の開會で、委員一同が十時から揃つてゐるに拘わらず、政府委員が実に五十分近く遅延をされております。民主主義の根本要義は先ず時間の厳守から始まると思ひます。今後かかることのないように嚴重に注意をいたします。

○政府委員(岡咲組一君) 只今のお言葉誠に恐縮に存じます。今後は格別に注意いたしますので、何とぞ本日のところはお許しを願ひます。

第五部 法務委員會會議錄第六号

昭和二十三年十一月十八日【參議院】

○委員長(伊藤修君) では本日は當委員會に予備審査のため付託されましたところの刑事訴訟法施行法案を議題にいたします。先ず本案に対する政府委員の提案理由、並びに内容の概略の説明をお願いいたします。

○政府委員(野木新一君) 只今上程に相成りました刑事訴訟法施行法案の提案理由について御説明申し上げます。この法律案は、明年一月一日から施行になります。新刑事訴訟法の施行に關し必要な経過的措置等を定めたものであります。

第一條は定義規定であり、第二條から第十九條までは刑事訴訟法に屬する事項の経過的措置について規定し、第二十條は私訴の廃止に伴う選任關係法律の手續について規定し、第二十一條は刑事訴訟費用法の一部改正について規定し、第二十二條は訴訟費用等臨時措置法の一部改正について規定し、第二十三條は二つの關係法令の廃止について規定してゐるのであります。何れも新刑事訴訟法の施行に關連するものであります。

先ず刑事訴訟法に屬する事項の経過的措置であります。大原則としてしましては、すべて事件は新刑事訴訟法に開かれてゐるか否かを区別の標準といたしまして、新法施行前に第一審に於ける第一回の公判期日が開かれた事件につきましては、新法施行後も尙旧法及び應急措置法によることとし、新法

施行の際まだ第一審における第一回の公判期日が開かれていない事件につきましては、原則として新法を適用することにしたのであります。第二條が前者に關する原則規定であり、第四條が後者に關する原則規定であります。而して第三條は旧法主義に對する例外を規定し、第五條から第十五條までは新法主義に對する例外乃至補正について規定してゐるのであります。第十六條及び第十七條は確定訴訟記録閲覧の手續等について規定し、第十八條は新法施行の際係属中の私訴は通常の民事訴訟手續によつて完結すべき旨を規定し、第十九條は最高裁判所の規則が必要がある場合には補充的経過規定を設けることができる旨を規定してゐるのであります。

次に御留意を願ひたいのは、第二十一條の刑事訴訟費用法の一部改正であります。この改正によりまして、國選弁護人に給すべき日当、旅費及び宿泊料は鑑定人に給すべきものに準ずる額とし、これを刑事訴訟費用の中に加えることにした次第であります。

以上で簡單ながら提案理由の説明を終へることにいたしますが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○大野幸一君 只今本法刑事訴訟法施行法の中に刑事訴訟法の実体の一部を改正するやうな規定がありました。これを説明になりましたが、刑事訴訟法施行法、これは重大なことであつて、余りに今の説明は不十分であると思ひま

すから、いさ少し明細なる各條に亘つての御説明が願ひたい。例えば第二條における「新法施行前に第一審に於ける第一回の公判期日が開かれた事件に於ては、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。」、かういふことになつておりますが、今裁判所がいろいろ事件が滞滞してござりまして山積しておる。そこで裁判所の措置によつて第一回の公判期日が開かれるかどうかという点によつて、その裁判所の期日指定によつて、新法の適用を受けるか、旧法の適用を受けるかということになります。これは一に裁判所の責任にあると同時に國民は裁判所の公判期日の規定だけでその受ける利益が違つて來るといふことになる。かういふやうなことに對して、もつと提案者の方でどういふ理由でかういふことをしたか、かういふことについてもつと詳細な説明を願ひたいと思ひます。一体今のような刑事訴訟法の説明では全く不十分である。全面的にもう少し詳細に親切、懇切に説明願ひたい、こう思ひます。

○委員長(伊藤修君) では政府委員、逐條について大體の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) それでは今の御質問に對するお答を兼ねて逐條毎に概略の御説明を加えて行きたいと思ひます。

先ず總括的に申しまして、第一審に於ける第一回の公判期日が開かれたかどうかによつて事件の處理を區別する

ことにした理由でございますが、この点は訴訟法の経過規定を考えます上に、おきまして最も重要な点でありまして、いろいろ議論を重ねたところであります。先ず考え方といたしましては公訴提起の有無による、即ち公訴提起の事件については大體從前手續によつて行く、又公訴提起のないものにつきましては新しい手續によつて行く、と考へ方が一つ、それからこの案にとりましては、第一審における第一回の公判期日が開かれてゐるかないかによつて取扱ひを異にする、この二つの考へが大體立案のときに議論に上りまして、今までの経過法の編み方から申しますと、寧ろ最初に申し上げました方が通常のやり方であると存ぜられるわけであります。が、いろいろ議論を重ねまして、成るべく廣く新法によつた方がよいではないかという議論が非常に強くて、その中には例え

公判期日を指定して、その日に公判廷を開くか否かによつて、裁判所の処分のようなものによりまして、新法によるか、旧法によるか、事件が分れる。こういうことになる嫌いがあります。これは又公訴提起のときを標準としても、検事の起訴か否かによつて新法旧法が分れるということになりまして、或いは見方によつては、五十歩百歩ではないかという議論にもなると思つておられるわけでありまして、ただこの組立てのようによつて、第一回公判期日の開かれたか否かによつて、区別いたしました。つきましては、旧法によるものとします。結局起訴から第一回公判期日が開かれる日数だけの範囲、新法の実施が実質的に延期になるか早くなるかという点が一つ問題であります。それから第二の実際問題といたしましては、第一回公判期日が開かれた前後によつて区別いたしますと、本法の九條に出て来るような相当やこしい問題が起るという点、手続上煩雑になる嫌いがあるわけでありまして、併しながら新法が出た以上成るべく廣く新法のよい精神によらした方がよいのではないかというところがこの考えの根本的の考え方になつておられるわけでありまして、区別につきましては、只今申上げた程度にしめて、以下逐條について御説明を申上げる度に、それに触れて行くことにいたします。

先ず第一條であります。これは御覽の通り施行法に出て來ます法律について、簡単な略称を決めるいわば定義の規定でございます。

第二條でございますが、これがいわゆる第四條と照應いたしまして、一つ

の原則的規定になつておるわけでございます。新法施行前に第一審における第一回の公判期日が開かれた事件につきましては、新法施行後も旧法及び應急措置法即ち従前の例によつて行つて、そういうことになつておるわけでありまして、ここに第一審における第一回の公判期日とありますから、すでに控訴審、上告審の繼續しておる事件につきまして、すでに当然第一審における第一回公判が開かれておる事件でありますから、これは當然従前の規定によつて処理されて行くことになりまして、次に第一回の公判期日が開かれた事件と申しますのは、今度の裁判所法の一部改正法案の第十一條第一項に、「第一審の第一回の公判が開かれた刑事事件の訴訟について」云々という言葉があります。この第一回の公判が開かれたというのと全く同義でありまして、期日の指定があつただけでは駄目でありまして、現実に第一回公判期日が開かれたという事件のことを考へておるのであります。次に事件についてとは、この事件でございますが、これは、一應公判の対象になる本案の事件を基準として考へておるわけでありまして、而して事件についてという「ついで」という点につきまして、本案の事件が第一回の公判期日を開かれておれば、それに関した附随事件についても、全部旧法で行くというようにここでは考へておるわけでありまして、尙「第一審における第一回の公判の期日が開かれた事件については」ということにおきまして、その事件について、苟くも第一回の公判期日が開かれた以上は、先程申上げた通りその事件の控訴、上告は固より、差戻しになつた後、

或いはその事件が一旦終つて、更に再審、非常上告になつた場合におきましても全部従前の規定で行く、そういうふうな考えの下に立案しております。後の再審、非常上告事件については、やや読みにくいじやないかという御議論も出ておるのでありますが、それは第三條の規定と対照して考へて頂ければ、第三條から裏からそういうことを言ひ表わしておつて、そういう解釈論がはつきり出て來ると存する次第であります。

次に第三條の規定であります。第三條はいわば第二條の例外規定のようになつておるわけでありまして、即ち第一審における第一回の公判期日が開かれた事件と申します。これを新法施行前開かれておる事件、これを簡單に第二條の事件と申しますと、この第二條の事件につきましては、全部従前の規定によることになつておるわけでありまして、その確定記録などにつきましても、新法の五十三條の「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することが出来る。」云々、あの條文は適用ないことになつておるわけでありまして、従つて若し第三條の規定がありましても、第二條の事件については確定訴訟記録の公開ということとは出て來ないわけでありまして、それでは新法第五十三條の趣旨が非常に没却されることになりまして、第二條の原則として旧法及び應急措置法による、従前の規定によるという事件につきましては、確定訴訟記録の公開についてだけは、新法に一本の本文の規定でございます。併しながら今までの確定記録といふものは、非常に膨大な量に上り、而もそれが直ぐ閲覧などに供するようない

状態に必ずしも準備されておりませんので、但書を置きまして、新法施行前に終結した被告事件の訴訟記録につきましては、その保存状態、閲覧のための設備その他の事情によつて、これを閲覧させることが著しく困難なときは、新法施行後六ヶ月間に限り、その閲覧を許さないことができる、こういう但書を置いて、その間の調整を図つたわけでありまして、この但書は新法施行前に終結した被告事件の訴訟記録でありますから、新法施行後終結する被告事件の訴訟記録については、この但書は適用ないわけでありまして、新法施行後終結する訴訟事件については、第二條の事件と、それから初めから全然新法によつた事件とあるわけでありまして、ここでは第二條の旧法による事件の中で、而も新法施行前に終結した被告事件の訴訟記録は但書を被つて來るわけでありまして、逆に申しますと、第二條の事件の中でも新法施行後逐次終結するものにつきましては、この第三條の本文が適用になるわけでありまして、而して第二條の事件でない事件、即ち新法施行の際に第一審における第一回の公判期日が開かれていない事件、即ち第四條の、新法による事件につきましては、勿論第三條の規定と関係なく、裸のまま新法の五十三條が適用されるようになつて來るわけでありまして、そういう事件につきましても、五十三條の一項但書で「訴訟記録の保存又は裁判所若しくは檢察廳の事務に支障のあるときは、この限りでない。」といふことで、この但書の規定によつて、場合によつては閲覧の許されない場合もあり得る、そういうことになつておるわけでありまして、尙この際確定訴訟記録の保存関係でございますが、これはこの法律によりまして、新法の五十三條の末項にありまして「訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。」といふことになつておりまして、訴訟記録の保管の最終的のことは、別に法律でこれを定めることになつておるわけでありまして、実は最高裁判所側、法務廳並びに檢察廳側で多少まだ意見の纏まらない点もありますので、この保管に關する確定的の保管者に関する法律は次の國會までに準備したい、差當つてそれまでは現在のままで一應進んで行くことになるものと思はれる次第であります。現在のまといひますと、現在には檢察廳側で一應確定記録は保管しておりますので、その法律ができまして、暫く檢察廳側で保管の責任を一應とつて行く、そういう形になるわけでありまして。

次に第四條でございますが、第四條は第二條に對する原則規定でありまして、新法施行の際に第一審における第一回の公判期日が開かれていない事件については、新法を適用する。といふ新法主義の原則を掲げておるのであります。これは現在の刑事訴訟法の經過規定の第六百十六條にある書き方と略々同じ書き方になつておるわけでありまして、新法施行の際に第一審に於いては、まだ第一回の公判期日が開かれていない事件、又は起訴になつていない捜査中の事件、そういうものはすべて新法を適用する、併し新法施行前に従前の規定によつて訴訟行為がなされ、その効力は妨げない、そして第二項で、そういう効力の新法への結付

状態に必ずしも準備されておりませんので、但書を置きまして、新法施行前に終結した被告事件の訴訟記録につきましては、その保存状態、閲覧のための設備その他の事情によつて、これを閲覧させることが著しく困難なときは、新法施行後六ヶ月間に限り、その閲覧を許さないことができる、こういう但書を置いて、その間の調整を図つたわけでありまして、この但書は新法施行前に終結した被告事件の訴訟記録でありますから、新法施行後終結する被告事件の訴訟記録については、この但書は適用ないわけでありまして、新法施行後終結する訴訟事件については、第二條の事件と、それから初めから全然新法によつた事件とあるわけでありまして、ここでは第二條の旧法による事件の中で、而も新法施行前に終結した被告事件の訴訟記録は但書を被つて來るわけでありまして、逆に申しますと、第二條の事件の中でも新法施行後逐次終結するものにつきましては、この第三條の本文が適用になるわけでありまして、而して第二條の事件でない事件、即ち新法施行の際に第一審における第一回の公判期日が開かれていない事件、即ち第四條の、新法による事件につきましては、勿論第三條の規定と関係なく、裸のまま新法の五十三條が適用されるようになつて來るわけでありまして、そういう事件につきましても、五十三條の一項但書で「訴訟記録の保存又は裁判所若しくは檢察廳の事務に支障のあるときは、この限りでない。」といふことで、この但書の規定によつて、場合によつては閲覧の許されない場合もあり得る、そういうことになつておるわけでありまして、尙この際確定訴訟記録の保存関係でございますが、これはこの法律によりまして、新法の五十三條の末項にありまして「訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。」といふことになつておりまして、訴訟記録の保管の最終的のことは、別に法律でこれを定めることになつておるわけでありまして、実は最高裁判所側、法務廳並びに檢察廳側で多少まだ意見の纏まらない点もありますので、この保管に關する確定的の保管者に関する法律は次の國會までに準備したい、差當つてそれまでは現在のままで一應進んで行くことになるものと思はれる次第であります。現在のまといひますと、現在には檢察廳側で一應確定記録は保管しておりますので、その法律ができまして、暫く檢察廳側で保管の責任を一應とつて行く、そういう形になるわけでありまして。

次に第四條でございますが、第四條は第二條に對する原則規定でありまして、新法施行の際に第一審における第一回の公判期日が開かれていない事件については、新法を適用する。といふ新法主義の原則を掲げておるのであります。これは現在の刑事訴訟法の經過規定の第六百十六條にある書き方と略々同じ書き方になつておるわけでありまして、新法施行の際に第一審に於いては、まだ第一回の公判期日が開かれていない事件、又は起訴になつていない捜査中の事件、そういうものはすべて新法を適用する、併し新法施行前に従前の規定によつて訴訟行為がなされ、その効力は妨げない、そして第二項で、そういう効力の新法への結付

きを規定しているわけでありす。第五條以下にこの第四條の新法主義に對する一種の例外乃至補正的の規定がずつと置かれてゐるわけでありす。

第五條の御説明に入りますと、新法二百八十九條によりますと、「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することとはできない。」こういう趣旨のいわゆる必要の弁護の規定になつてゐるわけでありす。長期三年を超えるといふことになりますと、窃盜それから大半のいわゆる統制配給とか、そういうような經濟犯罪もこれになりますので、一時にこのまま適用いたしましては、多少混亂を招きはしないかといふ心配もありますと、この第五條の経過規定を置きまして、こういうような必要の弁護に當る事件につきましても、條件を二つ附けまして、その第一條件としましては被告人から事前に書面で弁護人を必要としない旨申出があつたとき、第二條件といたしまして簡易裁判所においては、といふ條件、それに新法施行の日から一年間という新期的制限を掲げまして、こういう時間的制限の下においては必要の弁護でなくする、そういう趣旨であります。従つて簡易裁判所におきまして窃盜などが審理される場合におきまして、新法の真正面の規定から行きますと、全部弁護人を要することになります。この一年間だけは経過的に第五條の條件の下におきまして弁護人がなくても開廷できる、そういうことにいたして、経過を円滑ならしめた次第であります。

次に第六條の規定でございますが、第六條の規定は新法施行前から進行を

始めた法定の期間、こういうものにつましましては、新法施行後も尙従前の旧法及び應急措置法による、そういうことにしたわけでありす。いわゆる法定の期間と申しますと、法律で一定の期間を定めたものでありまして、旧法及び應急措置法の下におきましても決山あるわけでありす。併し段々考へて來て見ますと、この六條で實際に問題となりますと、第一審の第一回公判期日が開かれない前の事件であつて、而もその期間が進行を始めておる、期間が旧法から新法へとまたがつておるのが問題になるわけでありす。なるから、實際問題としてはここで問題になるのは、一例を挙げて申しますと、勾引狀を執行して來て留置して置く期間、これが旧法では四十八時間であつたわけでありす。新法では二十四時間になりました。それから逮捕によつて留置して置く期間、これが従前の場合には四十八時間、二十四時間であるわけでありす。新法におきましては逮捕のときから四十八時間若しくは二十四時間、通じて七十二時間を超えてはならない、こういうことになりました。尤も應急措置法も大体これと同じであります。具體的にはこれはどつちによつても大体同じになるわけでありす。それから公訴の時効期間、これが新法におきまして賭博罪とそれから拘留料の刑に當る事件につましまして時効の期間が延びましたのであります。こういう点はいづれも今挙げましたような例によりますと、新法の方が逮捕については時間が短くなつておる、時効につきましては期間が長くなつておるわけでありまして、或ると

きには被告人側に利益に或るものには不利に働くわけでありす。いづれにせよこういうものは形式的なものでありますから、尙従前の規定に拠つて行かうというものが第六條の規定であります。尙重ねて申上げます。第六條は旧法から新法に移り替へる際に、すでに進行を始めておる期間であります。が、その以後進行を始めておる期間は問題がなくなるわけでありす。従つて第六條におきましては公訴第一審の第一回公判期日の開かれない事件について問題であります。上訴期間とかについて、ここでは全然問題になつて來る余地がないわけでありす。

次に第七條であります。第四條の事件について、新法施行前に旧法による過料に処すべき行為をした者の処罰については、新法施行後も、なお旧法による。」とあるわけでありす。ここで問題になりますのは大体証人、鑑定人、通事、翻譯人などが召喚を受けながら、正当な理由がなく出頭しない場合、これは旧法におきまして百九十條で過料五十圓、これらの者が正当な理由なく宣誓又は証言を拒んだ場合、これは旧法二百十條で過料百圓、三番目に証人が虚偽の宣誓をした場合は旧法二百十條で過料百圓であります。この中で新法に残つておりますのは初めの二つでありまして、正当な理由がなく出頭しない場合、正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、これが大体旧法と同じように新法にも過料の制度が残つておるわけでありす。新法の百六十條であります。金額が五千圓になつておるわけでありす。三番目の証人が虚偽の宣誓をした場合は、これは新法では廃止になつており

ます。この三つがここで問題になるわけでありす。これが新法が施行前に、旧法時代にすでにこういう行為があつた者につきましては、その処罰につきましては旧法の規定によるということにしたわけでありす。尙こういう者につきましては、こういう者と申しますのは、正当な理由がなく出頭しない者、或いは正当な理由がなく宣誓、証言を拒否した場合、こういう者につきましては、新法におきましては刑罰の規定が新たに加えられるわけでありす。この刑罰の規定は勿論刑罰不遡及の原則によりまして、新法施行後、そういう事由が発生する場合だけ刑罰を処せられるわけでありまして、この点にはこれは直接關係がないわけでありす。

次に第八條の關係でございますが、第八條以下暫くが第四條の事件で、その次の新法施行前公訴の提起があつて來るわけでありす。第五、第六、七條では第四條の事件についてだけであります。公訴の提起があつたものについては、「公訴の提起があつたわけでありす。第八條以下暫くは「公訴の提起があつたものについて」といふ條件が加わつて來るわけでありす。これは要するに新法が施行の際に第一審の新法の施行の際にすでに起訴になつておる事件であつて、而も尙第一審における公判の期日が開かれなかつた、こういうものが差當つて問題になつて來るわけでありす。第八條は時効の關係であります。新法施行前に公訴の提起があつた事件につきましては、例えばその公訴の提起があつたときに、旧法の規定によつて一應時

効が中断した形になるわけでありす。が、又新法を押進めて行きますと遡及されて行く方から申しますと、公訴があつた時から時効が停止するといふ形になるわけでありす。いづれにせよそういう形になります。停止させることにしますと、被告人の不利にになります。第八條の規定におきましては、そういう公訴の提起といふところまで考えないで、新法施行の時からその新法に乗り移らせよう、そういう考へで公訴の時効が新法の施行の時からその進行を停止して、管轄違、又は公訴棄却の裁判が確定した時から進行を始める、要するに起訴の時といふのは新法の時といふことに読み換えたような形にして、その時から新法の施行については乗り移らせて行かうといふのが第八條の一項、二項の考へ方でありす。三項も同じ趣旨であります。全部公訴提起といふのは新法施行の時と置き換えて考へて行かうといふのが第八條の趣旨であります。

次に第九條であります。これも前條第一項の事件についてといふことであります。第四條の事件で新法施行の時に公訴の提起があつた事件、こういう關係についてであります。そういう事件につきましては即ちいわゆる旧法の適用によつて起訴になつておるといふ事件であります。それは現在と同じように起訴後に捜査記録が全部附けて一件記録となつて裁判所に提出されておるわけでありす。そしてそれに出された証拠物なども全部裁判所に提出されておるわけでありす。これを第四條の原則の適用との關係上どういふように調整しようかといふのが九條の規定でありまして、ここが實際問題

として一番問題になる点であります。この案の考え方といたしましては、先ず第九條の一項によりまして旧法時代に起訴になつて、まだ第一回公判の開かれていない事件につきましては、その起訴狀に附いて來ておる、例えば檢察官の聴取書とか、檢察官から提出したいもの／＼な証拠物件等いろいろものを速かにこれを提出者、原則として實際の場合には多くは、檢察官ということになるわけでありますが、その提出者に返還しなければならぬということに先ず第一になるわけでありまして、ここで新法の起訴狀一本主義というものが形の上で調子が合はされて來るわけでありまして、第二項におきまして旧法時代の起訴狀でありまして、それは新法の二百五十六條の規定に従つて附けられていないわけでありまして、これを全部二百五十六條の規定に従つて訴因や罰條を明示してやる。そういう全部二百五十六條の二項から四項までの形式、こういう形式に訂正することになるわけでありまして、一番ここで問題になりますのは、先ず旧法時代の起訴狀であります、罰條などは書いてありませんので、罰條はどうしても書き入れなければならぬ。それから公訴事實の書き方につきましてもいろいろと纏綿する事情なども書き書いてあるのがあります、そういうものは簡潔な訴因という形に一應書き変える、そういうことになるわけでありまして、それから第九條第三項の關係であります、旧法時代に起訴になつた事件につきましては、起訴狀の送達ということに、このころが新法におきましては、起訴狀はすべて送達しろということにな

りましたので、その關係の調整を第三項で規定しておるわけでありまして、即ち只今申し上げましたように、旧法時代に起訴になつて、まだ第一回の公判期日の開かれていない事件につきましては、捜査記録を返して起訴狀を訂正し、そうして訂正した起訴狀は第三項の規定によつて、新法施行の日から三ヶ月以内にこれを被告に送達しなければならぬ、即ちこの法律が明年一月一日から施行になりますと、一月一日から三ヶ月以内にこれに訂正した起訴狀の謄本を被告に送達すると、そういう關係になつて來るわけでありまして、先程からしば／＼問題になりました第一回の公判期日の開始によつて事件の處理を決めるといふ点が、裁判所なり、檢察廳なりの業務に対する影響面としてはこの第九條の規定が一番大きいわけでありまして、

次に第十條でございますが、これも第八條第一項の事件でありまして、即ち新法施行前に公訴の提起があり、而もまだ新法施行の際に第一回公判期日が開かれていない事件、これにつきましては旧法第三百五十六條の規定は、尙その効力を有するといひましたわけでありまして、旧法の三百五十六條の規定と申しますのは「地方裁判所ハ其ノ管内ニ在ル区裁判所」これは簡易裁判所と読み替へられておるわけでありまして「簡易裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ニ付管轄權ヲ言渡ヲ爲スコトヲ得ス」こういう規定であるわけでありまして、新法にはこの規定が省かれておるわけでありまして、従いまして旧法時代に起訴になつた事件についてだけ、尙この三百五十六條の規定がないと、この管轄權といふことになることになり

ますので、この十條の規定によりまして、そういう事件についてだけ三百五十六條の規定を尙存置して、管轄權の言渡をしないで、地方裁判所でそのまゝ審理判決をすることができるようになり、というものがこの第十條の規定であります。次に第十一條の規定であります、新法施行前に告訴又は請求の取消があつたものについては、旧法三百六十四條第五号の規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。というのであります、旧法三百六十四條第五号と申しますのは「告訴又は請求ヲ待テテ受理スヘキ事件ニ付告訴又ハ請求ノ取消アリタルトキ」は「判決ヲ以テ公訴ヲ棄却スベシ」と、こういう規定であります。ところが新法におきましては告訴又は請求は公訴提起があつた後にはこれを取消することができないという形になつたのと照應いたしまして三百六十四條第五号のような規定はなくなつてしまひましたので、旧法時代のこの第十一條に掲げるような事件、例えば新法施行前に、旧法時代に告訴の取消があつた。公訴提起に告訴の取消があつた。併しなから判決は新法施行後という場合、第十一條に規定がないと判決のしようがなくなるといふ關係になりますので、この三百六十四條第五号の規定を置きまして、そういうものについては公訴棄却をし、というようにすることにいたしておるわけであり

ます。それから第十二條。この新法三百四十條と申しますのは「公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、公訴の取消後犯罪事實につきあらたに重要な証拠を發見した場合に限り、同一事件について更に公訴を提起することが出来る。」という規定でありまして、これは旧法になつた新しい規定であります。旧法時代ならば、こういう新法の三百四十條のような規定がありませんので、旧法時代に公訴の取消になつたものにつきましては、同一事件について更に公訴を提起することができなかつたわけでありまして、そういうような被告人側の利益を尙そのまゝ保持させてやろうというものが第十二條の趣旨であります。ただ「この場合には、」という後段の方でございますが、この後段の規定は旧法三百六十四條第三号、それは「公訴ノ取消ニ因リ公訴棄却ノ決定アリタル事件ニ付更に公訴ヲ提起シタルトキ」こういう場合には「判決ヲ以テ公訴ヲ棄却スベシ」という規定であります、この規定も新法には落ちておりますので、今言つたように旧法時代に公訴を取消した事件について更に公訴、旧法時代公訴の取消があつて公訴棄却の決定があつた、そういう事件につきまして何か間違つて又公訴をして來たという場合に新法に三百六十四條第三号に相當する規定がありませんので、その處理に困りますので、そういう關係におきまして三百六十四條第三号の規定を活かして置いて、その處理、結末を付けようといふのが第十二條の後段の規定の趣旨であります。第十三條。これは「新法施行前に略式命令の請求があつた事件の略式手続については、新法施行後も、なお旧法による。」といひましたわけでありまして、これは新法によりまして略式命令につ

きましては、旧法時代はいろいろ金額の制限とか、被告人の同意とか、いろいろな点が違つて來ておりますが、これも經過的には新法施行前に略式命令の請求があつた事件については、略式命令の略式手続、これは正式裁判となつた場合は別であります、その略式手続についてだけは尙旧法の略式手続によつて處理しようといふのが第十三條の趣旨であります。それから十四條、これはいゝゆる二百五十五條の強制処分規定であります、旧法時代に二百五十五條の規定によつて裁判官に強制処分を命じ、そうしてその強制処分の請求によつて裁判官が鑑定を命じた、併しなからまだその鑑定が旧法時代に全部でき上つてなかつた、新法時代まで持越されるという場合に或いはどうなるか、この旧法二百五十五條に相當するような規定が新法にありませんので、その結末を圓するためにこの十四條の規定をおいたわけでありまして、そういうやうな旧法時代に二百五十五條の規定による、檢察の強制処分の請求により裁判官の命じた鑑定は依然として二百五十五條の規定によつて完結する、そういう趣旨を現わしたのが十四條の規定であります。それから第十五條であります、いゝゆる人権蹂躪事件に關連する事柄であります、新刑事訴訟法におきまして、いゝゆる人権蹂躪事件につきましては、檢察の起訴処分に不満のあるものはその起訴の通知を受けた日から七日以内に裁判所にその公訴を提起しない処分をした檢察官を経由してその事件の公判に付する処分を求めることができる、というものが二百六十二條以下の一連の規定であります。第二百六十二條第一項におきま

と「刑法第九十三條乃至第九十六條の罪について告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分は、檢察官の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができ、これは新法にない制度であります。旧法時代になつた制度であります。この新法によつて公訴を提起しない処分をしたとて、この新法を提起した日から七日以内に請求書を出すという規定になつておられるわけあります。それで七日というのはいかに新法に移り替わりのときに慌しい関係にありますので、この十五條の規定におきまして、この新法施行前に公訴を提起しない処分をしてしまつた、その事件につきましては、この新法の二百六十二條の制度を働かせて行かうという一つを入れまして、その働かせるにつきては、二項の七日では短いから「新法施行の日から一箇月以内」と読み替へて適用して行かうと考へてあります。即ちこの二百六十二條の二の人權蹂躪問題に關する檢察官の不正処分について裁判所の審判に付することを請求する手続といふのは好ましい手続であるので、一應既往の手続についても恩典に浴せしめようといふ趣旨であります。従つてこの一ヶ月來年の一月中であるならば、例えば一年前に不起訴処分になつたものにつきては、この二百六十條以降の規定が適用になつて來るといふことになるわけであり、結局同時効の完成があればその実益がなくなるわけであり、時効の完成がない限りは一月以内ならば二百六十二條以下の制度に乗つて來るとするといふ關係になつておられるわけあります。

次に第十六條であります、この第十六條と第十七條とは今までの申上げた關係のちよつと角度が違つた規定になつております。第十六條の方は新法第四十六條によりまして「被告人その他訴訟關係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができ、この規定になつておられるわけあります。この手数料等につきては、旧法時代におきまして新法第四十六條に相當する規定があつたわけであり、その手数料はつと古いお手許に差上げてあります参考條文の中に載つており、尙この法律の終まいの方の第二十三條の「裁判官の謄本等を求むる者費用上納額（明治十四年司法省布達甲第七号）は、廢止する」と、これであり、この規定によりまして「裁判官謄本又ハ其ノ拔書を求ムル者ハ其ノ用紙一枚金三錢ノ費用ヲ上納スル儀ト可心得事」この條文によつて一枚三錢といふことになつておつたのであります、この三錢では如何にもその後の物價の値上り、その他これに類似の民事の諸費用などに比較いたしまして、如何にも低過ぎますので、この施行法におきまして、當分の間その謄本又は抄本の用紙一枚につき五圓とする。こういうことになつたのであります。それで第二條の事件につきては、全部旧法が適用になつて來るわけであり、従つて旧法五十三條、これは新法の十六條と同じ規定であります、その規定によつて調書の謄本などを請求することができ、その場合も又

同じように用紙一枚について五圓とすることにいたしましたわけであり、今度の民事關係の訴訟費用は、臨時措置法の改正によりまして、民事關係の處理の諸費用につきては半枚三圓五十錢といふことになつておられ、明治三十三年頃ですかにおきましては、民事の處理の費用額は半枚二圓五厘であつたのであります。それに比べて百四十倍くらいになつておられるわけあります。この刑事の方の調書の謄本又は抄本の請求する費用につきては、大體民事の只今申上げた處理の諸費用などの値上りも參照いたしまして、丁度よい金額の五圓といふことと一應切つたわけであり、次に第十七條の規定であります、これは先程申上げたように確定訴訟記録の閲覧を請求する場合の手数料であります。この關係につきては、第五十三條におきまして訴訟記録の閲覧の手数料については、別に法律でこれを定めるといふことになり、この閲覧の手数料についてはこれを別に法律で定めるといふこの法律の一種の暫定的規定といふ形で、當分の間、一回につき十圓にするという規定を定めたのであります。これも戸籍その他の書類の閲覧料とか何とかといふようなものも比較対照いたしまして、取敢えず「一件につき二十圓」をいうふうに定めた次第であります。

第十八條は、これも亦今まで御説明したのとちよつと變つて來まして、いわゆる附帶私訴の處理に關する規定であります。即ち新法施行の際、公訴に附帶して私訴が提起されておつてそれが裁判所に係屬してゐる。そういう事件をどう處理するか、新法におきましては附帶私訴という制度を廢止いたしましたので、現に係屬してゐる附帶私訴はどうするかといふ問題も起るわけであり、これはこの規定によつて民事訴訟法を適用するといふことになつたとして通常の民事訴訟手続によつてこれを完結する。それから刑部で審理してゐるものは民事部へこれに移される。そして普通民事部の民事裁判によつて完結される。そういう形になるわけであり、次に第十九條であります、これは何分新法は旧法と非常に變りまして、経過規定なども永年の中にはいろいろと細かい点で問題の點が生じ、一律に決めた方がよい場合も生じ得るのではないか。そういう場合を予想いたしまして、第十九條でこの法律に決めたもの以外には新法施行の際現に裁判所に係屬してゐる事件の處理に關し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる、こういうことになつたわけであり、現在差當つて是非定めなければならぬといふものは、余り考へられないわけであり、強いて考へれば、第十八條などには、民事訴訟法に移す場合の手続をどうするかといふような非常に細かいことも考へられますが、これは必ずしもルールを規定しなくても、實際の處理としてできるのではないかと考へておられるわけであり、次にこの第十九條までが、いわゆる本來の刑事訴訟法、今までの刑事訴訟法に屬した事項についての一應の経過規定などに関連するものであります。

二十條以下が他の法律の關係のものであり、御承知のように、この衆議院議員選挙法や、それを準用し、或いはその例によつた参議院議員選挙法、地方自治法、政治資金規正法等などにおきまして、當然無効の訴訟などにつきては、刑事訴訟法の私訴に關する規定を準用してゐるわけであり、これは私訴の規定を準用し、又はその私訴の規定によつておられるわけであり、これはいわゆる民事訴訟法上の私訴と多少性質を異にいたしまして、今直ちにこれを廢止するといふことは非常に問題でありますのみならず、而も刑訴の私訴の規定を廢止しつ放なしにして置いて……これは規定について何か手当をして置かなければ差障りも生じますので、そういう規定に、こういう法律の適用につきては、旧法中私訴に關する規定は新法施行後も尙その効力を有する。一應こうして活かして置まして、これらは選舉關係の法律を將來改正する際に、そこで十分考へて行かうといふのがこの第二十條の建前であります。

第二十一條、これは刑事訴訟費用法の一部改正に關するものであります、ここでは新刑事訴訟法と旧刑事訴訟法とで用語の差異がございましたので、その用語を合せたといふことが一つと、それからその外に実績のものといつたしましては第七條であります「刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ弁護人ニ給スヘキ日當、旅費及宿泊料ニ付テハ第三條乃至前條ノ規定ヲ準用ス但シ弁護人カ期日ニ出頭シ又ハ取調若ハ処分ニ立會ヒタル場合ニ限ル」こういったしました。この「刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ」と言いますのは、いわゆる國選弁護人は、旅費、日當及

び宿泊料を請求することができる、こ
ういう規定になつて居るのでありま
す。この國選弁護人に給すべき日当、
旅費及宿泊料、こいうものについて
は、第三條乃至前條の規定を適用する
ということになりまして、この実績を
申上げますと、関係人に給する旅費、
日当及び宿泊料はその規定を適用して
おるわけでありまして、従つて尙言葉
を簡単に申上げますと、國選弁護人には
関係人と同様な旅費、日当及び宿泊料
を給する、こいうことになるわけであ
ります。但し弁護人が期日に出頭シ又
ハ取調若ハ処分ニ立会ヒタル場合ニ限
ル」ということにいたしましたして、例
えば弁護人が公判期日に出頭したとか、
或いは証拠調に立会つたとか、こよう
の場合に限つてこの旅費、日当、宿泊
料などを給する、従ひまして弁護人が
刑務所における被告に面会に行くとい
うような場合の旅費、日当、宿泊料な
どは差当つて第七條の條項は問題にな
らないわけでありまして、こようの場合
に旅費、日当、宿泊料を給しない。こ
ういふ關係になつております。但し第
二項がありまして「同法第三十八條ノ
規定ニヨリ弁護人ニ給スベキ報酬ノ額
ハ裁判所ノ相当ト認ムル所ニ依ル」と
なつておりまして、只今申上げました
刑務所における被告人に面会に行つた費
用或いは記録の謄写に要した費用、そ
ういふものはこの「報酬ノ額」の方で一
つ裁判所が全般的に見て弁護人の努
力、それに要した費用などを参酌して、
これで調整してやれといふのがこの第
七條の規定の立て方になつておりま
す。それはこようしないと、例えば弁護
人の中にはこの規定を濫用して、必要
もないのに方々に出張したり何かし

て、その旅費、日当などを請求して負
担するといふようなことがあつては差
當つて困るという問題もありまして、
現在の立前としては一應これで行つた
らよからうといふことになつてこの法
案ができたわけでありまして、それから
今一つこの点に關連しまして問題にな
るのは、弁護人に給した旅費、日当、
宿泊料などはこの刑事訴訟法の他の
條文の關係においてこれが訴訟費用
になる、そうして被告人が有罪の言渡
を受けた場合には、刑事訴訟法の規定
によりまして、第八十一條に、刑の
言渡をなした時には、被告人にその訴
訟費用の全部又は一部を負担せなけ
ればならないといふ規定がありまし
て、一應被告人の負担になる立前にな
つております。それがこで注意する
第二点であります。注意すべき第三点
といたしましては、折角國選弁護人を
國家でつけてやるならば、その費用を
被告人に負担せよといふのは、矛盾
しないかといふ理論になります。そ
の理論の解決策といたしまして、新法
第五條により「訴訟費用の負担を命ぜ
られた者は、貧困のため、これを完納
することができないときは、訴訟費用
の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判
所に、訴訟費用の全部又は一部につ
いて、その裁判の執行の免除の申立を
することができ、

前項の申立は訴訟費用の負担を命ず
る裁判が確定した後十日以内これを
しなければならぬ」とこいう規定を
置きまして、その間の調整を圖つてお
るわけでありまして、なぜこよう出方
にいたしましたかといふと、これはむしろ
新刑事訴訟法の立案のときの問題にな
りますが、丁度新慣例でして來ました
ので、一言その立前に触れますと、新
刑事訴訟法の立前におきましては三十
六條で「被告人が貧困その他の事由に
より弁護人を選任することができない
ときは、裁判所は、その請求により、
被告人のため弁護人を附しなければ
ならない」といふ立前になつておりま
すので、實際問題としては、貧困の場
合が一番問題になると思ひますが、弁
護人を附するか附さないかを決めるに
は、貧困であるかどうかを確めなけれ
ばならないわけでありまして、事前に
それを確めるといふことになりまし
と、勢い國選弁護人を附けることが少
くなりませんか、とこにこ一應附けて
置きます。後で執行段階になつてよく
調べてみて、貧困であるならばその執
行を免除する。裁判所の裁判でそれを
免除するといふことにした方がより一
層スムーズに國選弁護人を附けること
になるのではないかとこを考へから、
只今申上げたやうな組立になつてお
るわけでありまして、尙この旅費、日
当、宿泊料などは、今度の國會に出てお
ります別の訴訟費用等臨時措置法の一
部を改正する法律案で、額については大
分高くなつて來ておることを申添えて
おきます。

それから第二十二條であります、
これは全く整理的のものでありまし
て、特に申上げるほどのことはござい
ません。
それから第二十三條であります、
この後段の方は、先程御説明申上げま
したやうに、本案の第十六條の規定が
できた以上は必要でありまして、その
廢止するわけでありまして、それから第
二十三條の前段の方の規定は、これは
御手許に差上げました資料の中に載せ
てありますやうに、大分古いものであ
りまして、明治十四年司法省布達甲第
五号といふのは「新法実施ノ後ハ司法
警察事務上時宜ニ依リ巡查ヲシテ警部
ノ代理ヲ爲サシムル儀モ可有之候條此
旨布達候事」これがありまして、新憲
法施行後も尚ほ活きておるといふ解釈の
下におきまして實際が動いて來てお
るわけでありまして、この新刑事訴訟法
になりますと、この第八十九條によ
りまして「警察官及び警察吏員は、そ
れぞれ、他の法律又は國家公安委員
會、都道府縣公安委員會、市町村公安
委員會若しくは特別区公安委員會の定
めるところにより、司法警察職員とし
て職務を行ふ」とこいう規定ができま
して、誰を司法警察吏員とし、誰を司法
警察吏員とするかといふやうなこと、
殊にこの明治十四年司法省布達第五
号に相當するやうなことは、むしろこの
公安委員會などの定めるところによる
べきものである。それが新憲法の精神
でありますので、それとの關係上只今
申上げました明治十四年司法省布達甲
第五号は、これを廢止する。こようい
うことにいたしました次第であります。

附則につきましては、別段御説明す
ることもございせんから以上を以て
簡単に逐條的の御説明を終ることに
いたします。委員長のお許しを頂きまし
て速記を止めて頂きとう存じます。
○委員長(伊藤修君) 速記を止めて。
〔速記中止〕
○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。
それでは本案に対するところの質疑は
後日に譲ることにしてしまして、本案
はここの程度にして置きます。
次にやはり本委員会に予備審査のた
め付託せられましたところの裁判所法
の一部を改正する等の法律案を議題に
供します。本案について政府委員に先
ず提案理由の御説明を願ひます。
○政府委員(岡咲忠一君) 只今上程に
なりました裁判所法の一部を改正する
等の法律案の提案理由を御説明申上げ
ます。
先ず第一條について御説明申上げま
す。本條は裁判所法を改正する規定で
ありますが、本條による裁判所法の改
正の要点は次の三点であります。即ち
その第一点は最高裁判所の小法廷で裁
判することのできる事項の範圍を拡げ
まして、大法廷の負担の軽減を圖つた
点であります。現行の裁判所法第十條
第一号によれば、当事者の主張に基
いて、法律、命令、規則又は処分が憲法
に適合するかしないかを判断すること
は、専ら大法廷のなすべきところにな
つておりました、小法廷のなし得な
かつたところでありまして、こようい
ふ憲法問題に關する事件でありまして
も、すでに一度大法廷が憲法違反では
ないとの判断を下しております以上、
同様の判断を大法廷において繰返して
行ふ必要はないものと認められますの
みならず、かかる事件が最高裁判所に
山積いたしました現状におきまして
て、一々大法廷を開く繁を避け、小法
廷をしてすでに定まりました大法廷の
判例に従つて裁判をなさしめても差支
ないものと考えられるのであります。
又かようにして大法廷の負担をして輕
からしめることは、大法廷をして、ま
すますその本来の任務を効果的に遂行
せしむる所以であると思ひます。
この故にこの度裁判所法第十條第一号
を改正いたしまして、小法廷が裁判す
ることのできる事件の範圍を擴張いた

した次第であります。次に改正の第二点は、この現行の家事審判所と少年審判所を統合して家庭裁判所という新しい裁判所を創設することにした。また、裁判所法第三編中に新たな一章を設けて、第三十一條の二乃至五の規定を置き、家庭裁判所の組織及び権限を規定した点であります。即ち第三十一條の二におきましては、家庭裁判所は判事及び判事補を以てこれを構成すべきものとし、第三十一條の三におきまして、家庭裁判所の行う裁判権及びその他の権限を規定し、又第三十一條の四におきまして、これらの裁判官は家事審判法第四條の規定によつて、除斥、忌避の裁判を行う場合等を除いて、原則として単独で裁判を行うこととし、第三十一條の五におきましては、第三編第二章地方裁判所の章下における判事補の職権の制限、裁判官の職務の代行、司法行政事務、事務局及び支部、出張所等に関する規定を準用したものであります。尙裁判所法の他の章下の條文で家庭裁判所の創設に伴い、当然に訂正を要することとなりました規定の改正をいたしました。即ち裁判所法第二條、第十九條、第二十八條、第三十三條、第四十一條第二項、第四十二條第一項、第四十四條第一項、第五十條、第五十九條、第六十條第一項、第六十四條、第六十五條及び第八十條の改正がこれに該当いたします。又家庭裁判所には少年保護司という新しい裁判所職員を置くこととしたし、これに關して第六十條の二という新しい條文を置きました。次に改正の第三点といたしましては第二回國會による刑事訴訟法の改正によりまして、刑事訴訟

官以外の裁判所の職員の任免及び敘級に關する規定であります。この度裁判官以外の裁判所の職員の任免及び敘級を内閣と關係なく最高裁判所以下各高等裁判所並びに各地方裁判所がこれを行うことに改めました。これは司法行政の獨立を保證することが司法權の獨立を確保する所以であり又今國會に提出いたしました公務員法改正の主旨にも副う所以かと考えた次第であります。

行ふことになりましたのに軌を一にいたしまして、懲戒による免官につきましても内閣に關係なく、裁判所職員懲戒委員會の議決により、最高裁判所以下各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所がこれを行うこととした。又裁判所法の改正によりまして、最高裁判所長官の外に最高裁判所各判事及び各高等裁判所長官にそれら秘書官を附することにいたしましたので、本條について必要の改正を施した次第であります。

新たに家庭裁判所が設けられたことに對應するものであり、同法第十九條及び三十八條の改正は少年審判所が消滅することに基くものであります。第六條は法務廳設置法におきまして、將來少年裁判所として發足することを予定されておりました少年審判所が家庭裁判所に統合されることになりましたので、法務廳設置法第十條及び第十五條中の「少年裁判所」を「家庭裁判所」と改めるための改正規定であります。

続いて第二條について御説明申し上げます。第二條は、裁判官及びその他の裁判所職員の分限に關する法律第三條及び第十四條の改正に關する規定であります。同法第三條によれば、各高等裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所及び簡易裁判所の裁判官の任免及び懲戒に關する件について裁判権を有するものであります。今これを改正いたしましたので、各高等裁判所は、その管轄区域内の家庭裁判所の裁判官の任免及び懲戒についても裁判権を有するものとなりました。又同法第十四條によれば、同條第一項に掲げた裁判所職員のうち三級の者については、懲戒による減俸並びに懲戒による譴責は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所がこれを行うことになつております。が、今回これを改正いたしましたので、家庭裁判所にも右に述べました裁判所職員に關する懲戒を行ふことになりました。又同法第六十四條の改正によりまして、裁判官以外の裁判所職員の任免及び敘級は、内閣と關係なく最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所以下各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所がこれを

第三條は判事補の職権の特例等に關する法律の改正であります。同法第一條の改正は家庭裁判所が新たに設けられましたことに基くものであり、第二條の二の規定を新たに設けましたのは、この法律の第二條で、判事又は檢察官の資格を有する滿洲國の推事又は檢察官の在職年数を判事、判事補又は檢察官の在職年数とみなしているのがあります。この度の法規の適用範圍を拡張し、判事又は檢察官の資格は有しなかつた者でも司法官試験した資格を有し、三年以上滿洲國の一定の官職にあつた者は、その三年後の在職年数は、これを判事、判事補又は檢察官の在職年数とみなすこととしたのであります。

第四條は裁判所職員の定員に關する法律の改正であります。同法第四條を改正いたしましたのは、裁判所法第六十三條の改正によりまして廷吏のうち若干名を三級となし得ることとなりましたので、從來三級の裁判所事務官のうち同数の定員を本條から削りますと共に、新たに第六條を設けまして三級の廷吏の定員を規定した次第であります。

第七條は刑事訴訟法第四百六十三條を改正する規定であります。簡易裁判所が略式裁判を不相當と認める場合に事件の地方裁判所に移送することに關する規定である同條の但書を削除いたしましたのは、新刑事訴訟立案當時は裁判所法第三十三條の簡易裁判所の管轄の規定を改めまして、簡易裁判所は刑事に關しては、選任刑として罰金の定められていた罪については略式裁判しなす得ず、略式裁判を不相當と認めるときは、これを地方裁判所に移送することになつていたのであります。が、今度裁判所法第三十三條の規定の改正は前述いたしました程度に止めることにいたしましたのでこの刑事訴訟法第四百六十三條但書の規程は不要となりました。これが同條を改正いたしました理由であります。

第五條は家事審判法の改正に關する規定であります。今回同法中の「家事審判所」を「家庭裁判所」に改めると共に、從來地方裁判所の支部でありました家事審判所が家庭裁判所に統合されたので、家事審判所を地方裁判所の支部といたしております同法第二條を改め、又家庭裁判所の組織及び

第八條は家事審判法の改正に關する規定であります。今回同法中の「家事審判所」を「家庭裁判所」に改めると共に、從來地方裁判所の支部でありました家事審判所が家庭裁判所に統合されたので、家事審判所を地方裁判所の支部といたしております同法第二條を改め、又家庭裁判所の組織及び

第五條の檢察廳法第二條の改正は、

第七

権限に関する規定が裁判所法の中に取入れられることになりましたので、従

来これらの事項について規定いたして
おりました家事審判法第三條の規定を
改正いたしました次第であります。尚
同法第十條及び第二十二條によれば、
家事審判所が地方裁判所の支部であ
ります。家事審判所の参事員及び
調停委員は地方裁判所が毎年選任す
ることになっておりますが、今度これ
を改正いたしまして、家庭裁判所が参
事員及び調停委員を選任することにな
りました。

第九條は家事審判所が家庭裁判所に
変ります。関係上、民法その他の法律中
「家事審判所」を「家庭裁判所」に改めた
規定であります。

終りに附則について御説明申し上げま
す。第十條におきまして、本法中新た
に設けました規定のうち、裁判所圖書
館に関する裁判所法第十四條の二、第
五十六條の二、及び第六十條の二の規
定、一定の満洲國の官吏の在職を判事
補又は檢察官の在職とみなす判事補の
職権の特例等に関する法律第二條の規
定及び延更の定員を定めました裁判所
職員定員に関する法律第六條の規定
並びに最高裁判所の小法廷の取扱い事
件の範圍を擴げた裁判所法第十條の改
正規定、裁判所延更の若干を三級とな
し得るものとした同法第六十三條第一
項の改正規定及び三級の裁判所事務官
の定員を改めました裁判所職員定員
に関する規定の施行期日は、これを本
法公布の日と定め、その他の規定の施
行期日を昭和二十四年一月一日とい
いたしましたのは前者の規定はこれを即刻
施行する必要があるものであります。が、
その他の規定は主として新刑事訴訟法

の改正、及び家庭裁判所の発足に伴い
必要な改正規定でありますので改正刑
事訴訟法の施行期日であり、且つ又家
庭裁判所の発足いたします昭和二十四
年一月一日を以て、その施行期日を定
めた次第であります。第十一條は裁判
所法第十六條、第二十四條及び第三十
三條の改正により高等裁判所、地方裁
判所及び簡易裁判所の刑事事件の管轄
が変更されましたのに關連いたしま
して昭和二十三年十二月三十一日当時
これ等の裁判所に係属したております
刑事事件の取扱ひについての経過規定
を、第十二條は少年審判所が家庭裁判
所に統合され、従つて少年審判官とい
う官名が消滅いたしましたのに伴い裁
判官の任命資格に關する経過規定を、
第十三條は同じく少年審判所が、家庭
裁判所に統合されるのに伴い昭和二十
三年十二月三十一日当時少年審判所に
係属中の事件を引継ぎ取扱うべき管轄
を、第十四條乃至第十八條は家事審判
所が家庭裁判所に切替えられますに際
して家事審判所に係属している事件の
措置等に關する経過規定を、又第十
九條は本年一月一日改正民法施行に際
して経過的に家事審判所をして行わし
めた事項を今度家事審判所が家庭裁判
所に切替えられるに當つて、これを家
庭裁判所に行わしめるべきことにいた
しました経過規定を、それ／＼定め
たものであります。

以上がこの法律案を提出いたしましたし
る理由であります。何とぞ慎重御審議
の上速かに御可決あらんことを御願
いたします。

○委員長(伊藤修君) 法案に対する質
疑は、後日にこれを譲るに御異議あり
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(伊藤修君) それではさよう
決定いたします。次に少し時間が遅う
ございしますが、下級裁判所の設立及
び管轄區域に關する法律の一部を改正
する法律案及び訴訟費等臨時措置法の
一部を改正する法律案、罹災都市借地
借家臨時処理法第二十五條の二及び同
條の規定を適用することを定める法律
案、以上三案を一括して前回に引續き
質疑を継続したいと存じます。

○深川タマエ君 訴訟費用の質問でござ
いますけれども、民事及び刑事の訴
訟費用、並びに執達吏の費用が、イン
フレの時局下におきまして漸増の傾向
にございしますことは、至極當然のこと
でございしますけれども、一方これを負
担する者の立場から考えますと、経済
力の制限のために折角與えられた権利
を放棄にいたしまして泣寝人に終る人
が、次第に多くなることも考えなけれ
ばなりません。これは民主主義の
立前からは遺憾のことであると存じま
すが、これについて私、考えますこと
は、個別経済には多くの特徴もあると
思ひますけれども、社会連帯、及び相
互扶助という精神に欠ける所が
あるようでありますから、將來はたと
え資本主義を主張する人とも、國民
が共同で利用いたします機關の経費
は、できるだけ國民各自の経済力に應
じた租税により賄つておきまして、そ
の機關を利用する必要の生じた國民
は、いつでも、誰でも無料で、自由に
その機關を利用できるようにすること
が、これが民主主義の立前に合致する
ことのように存じます。でこの訴訟費
用もできるだけ個人が負担されない

で、國家の租税によつて賄うようにい
たしたいと存じますが、それについて
政府の御所見を伺いたいたしてありま
す。序でに申添えておきますことは、
訴訟費用というものは学校とか病院と
か鉄道のようなものと大分性質を異に
いたしました。民事と雖も只今までは
負けた人が負担いたしました。差押の
方は差押えられた方が負担いたしま
す。刑事と雖も大部分は國家費用で
すけれども、一部分は違反行爲をした人
の負担だといひますと、大体におい
て正しくなかつた者の負担であつたも
のを、將來は一般國民が負担するとい
うことになりまして、どうも面白くな
いという考を持つ國民も多いと存じま
すけれども私はその民事で負けた人と
雖も、やはり原告の要求を果したとや
れば済むことであり、差押えられた方
でも差押えられる物件を提供すれば済
むことである。違反行爲をした人も刑
の量定に應じて受刑すれば済むことで
あつて、それに関連した期間の費用を
負担するということはこれは必ずしも
當を得ないのであつて、そういうこと
は國家の経費で先程言うように租税で
賄うことがいよいよ存じますが、如
何でございしようか。

○政府委員(岡崎昭一君) 潜越でござ
います。が、私から代つて御答弁上げ
たいと存じます。

深川委員の御意見は誠に御尤もな点
が多々ありますので、私も深く同感
いたすのでございますが、現在の立前
から申しますと、國家のいろ／＼な施設
を利用する。その利用の費用というも
のを國家が全部負担いたしますという
ことは國家財政から見てとても負担に
堪えられないという点が一点でござい
ますし、又深川委員自ら御説明になり
ましたように、その費用について、原
因を與えたもの、或いは少くともその
費用について責任あるものというもの
が公共に代つてその費用を負担する
というものは、どうも現在の立前止むを
得ないのではないかと考えます。將來
もつと國の組織或いはいろ／＼な活動
がもつと社会的に組立てられて参りま
す。或いは仰せのように公共事業に
關する費用というものは全部國庫が負
担いたします。ただ單獨の異例の場合
例外に於いてのみ個人が負担するとい
うことになると思ひますが、現在の狀
況におきましては、只今申しましたよ
うな次第で、直ちに全部を租税によつ
て、國民全般の負担にこれを切り替え
るということは行き過ぎではないかと
考えております。

○深川タマエ君 それでよろしくござ
います。

○委員長(伊藤修君) 他に御質問ござ
いせんか。ではこの程度で爾余の質
疑は後日に譲ることにいたします。

次に檢察及び裁判の運営等に關する
調査會についてお諮りいたしたいと存
じますが、同調査會で先きに採上げる
事件を御決定願ひました。それに附加
いたしました。その際一言触れては
おきますが、本庄事件及び浦和地方裁
判所で行われたところの殺人事件であ
りますが、事件の内容は生活苦のため
一家心中を計り、子供三人に対し殺
害を與えたが未遂の結果、絞首殺をな
して後母は自殺を計つたが未遂に終つ
た事件であります。浦和地方裁判所半
山判事、大澤判事、勝俣判事の方々で
あります。檢察官は柴崎檢察の係であ
ります。本件に對しましては執行猶予

の判決が與えられ確定したかに聞き及ぶのでありますが、同事件に對するところの殺人事犯に對して裁判所の考え方、いわゆる小兒及び少年の生命といふものを尊重しないかのごとき観念を與へる新憲法の基本人權を尊重しないといふような考へ方が一般司法官の頭にあるのではないか、こゝういふ點について調査をいたしたいと考へますが、以上二件を調査の對象としたことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) ではこの事件を採上げることに決定いたします。

それから尙暴力團及び陪審法の調査のために宮城委員を長崎に派遣することを御諮りいたしたいと存じますが、尙派遣の期日及び日数等は委員長に御一任を願ひまして決定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤修君) ではさう決定いたします。

では本日これを以つて散會いたします。

午後零時四十一分散會
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 岡部 常君
宮城タマヨ君

委員 大野 幸一君
鈴木 安孝君
深川タマエ君
松村眞一郎君
星野 芳樹君

政府委員

検務長官 木内 曾益君

法務廳事務官 野木 新一君
法務廳事務官 岡咲 恕一君
法務廳事務官 岡咲 恕一君
局長 岡咲 恕一君

十一月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、出雲市に松江刑務所支所設置の請願(第百二十七号)

一、宮城刑務所福島支所移轉に関する請願(第百七十七号)

第百二十七号 昭和二十三年十月二十日受理
出雲市に松江刑務所支所設置の請願

請願者 島根縣出雲市議會議長 兒玉直市外一名

紹介議員 伊達源一郎君

現在出雲市の松江地区警察署の留置場は、旧出雲警察署の留置場でわずかに收容定員三十名であるのに警察制度改革により松江、安濃、瀨戸、三郡及び出雲市を含む一市三郡の國家自治警察署の留置場及び代用刑務所として用いられた松江刑務所との中継的存在として收容される留置人、拘留人の数は増加し年昨度は延一万八百七十八人、本年度八月現在迄七千二百五十二名という状態に留置場、及び代用刑務所としての機能は全くない、この欠陥から更に重なる犯罪を誘発する危険があるため、正式に松江刑務所の支所として使命を遂行できる施設を速かに設置されたいとの請願。

第百七十七号 昭和二十三年十一月四日受理

宮城刑務所福島支所移轉に関する請願

請願者 福島縣福島市長 佐藤 元治外一名

紹介議員 橋本萬石衛門君

宮城刑務所福島支所は、福島市の中央部に在るので市の發展を阻害し、しかも所在区域一帯は、信夫山公園として遊覽の諸施設も行われ、兒童公園の建設及び都市計画の重要事業であるトンネルの開き工事等も計画されているから、速かに廳舎を適當な場所に移轉せられたいとの請願。

十一月十五日予備審査のため、本委員会に左の事件が付託された。

一、刑事訴訟法施行法案
一、裁判所法の一部を改正する等の法律案

刑事訴訟法施行法案
第一條 この法律において「新法」とは、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三十一号)による改正後の刑事訴訟法をいふ、(旧法)とは、従前の刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号)をいふ、(應急措置法)とは、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)をいふ。

第二條 新法施行前に第一審における第一回の公判期日が開かれた事件については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。

第三條 前條の事件については、前條の規定にかかわらず、新法第五十三條の規定を適用する。但し、新法施行前に終結した被告事件の訴訟記録については、その保存状態、閲覧のための設備その他の事情によりこれを閲覧させることが著しく困難なときは、新法施行後

六箇月間に限り、その閲覧を許さないことができる。

第四條 新法施行の際まだ第一審における第一回の公判期日が開かれていない事件については、新法を適用する。但し、新法施行前に旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

2 前項但書の場合において、旧法又は應急措置法によつてした訴訟手續で新法にこれに相当する規定のあるものは、これを新法によつてしたものとする。

第五條 前條の事件について、被告人からあらかじめ書面で弁護人を必要としない旨の申出があつたときは、簡易裁判所においては、新法施行の日から一年間は、新法第二百八十九條の規定にかかわらず、弁護人がなくても開廷することができる。

第六條 第四條の事件について、新法施行前から進行を始めた法定の期間及び訴訟行為をすべき者の住居又は事務所所在地と裁判所所在地との距離に従つて法定の期間に加えるべき期間については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。

第七條 第四條の事件について、新法施行前に旧法により過料に處すべき行為をした者の処罰については、新法施行後も、なお旧法による。

第八條 第四條の事件で新法施行前に公訴の提起があつたものについては、時効は、新法施行の日から三箇月以内」と読み替へるものとする。

第十條 第八條第一項の事件について

の進行を始める。但し、新法第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。

2 共犯の一人に對する前項の規定による時効の停止は、他の共犯に對してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

3 第一項の事件で犯人が國外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつた場合には、時効は、新法施行の日から國外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

第九條 前條第一項の事件について、新法施行の際すでに新法第二百五十六條第六項の規定の趣旨に反する書類その他の物が裁判所に提出されておるときは、裁判所は、速やかにこれをその提出者に返還しなければならない。

2 前項の事件について、起訴狀が新法第二百五十六條第二項から第四項まで及び第六項の規定の趣旨に反するときは、檢察官は、速やかにその趣旨に従つてこれを訂正しなければならない。

3 第一項の事件については、新法第二百七十一條及び第二百七十二條中「公訴の提起があつたとき」とあるのは「新法施行後」と、

「公訴の提起があつた日から二箇月以内」とあるのは「新法施行の日から三箇月以内」と読み替へるものとする。

第十條 第八條第一項の事件について

九

ては、旧法第三百五十六條の規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。

第十一條 第八條第一項の事件で新法施行前に告訴又は請求の取消があつたものについては、旧法第三百六十四條第五号の規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。

第十二條 第八條第一項の事件で新法施行前に告訴の取消があつたものについては、新法第三百四十條の規定は、適用しない。この場合には、旧法第三百六十四條第三号の規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。

第十三條 新法施行前に略式命令の請求があつた事件の略式手続については、新法施行後も、なお旧法による。

第十四條 新法施行前に旧法第二百五十五條の規定により裁判官の命じた鑑定については、新法施行後も、なお旧法による。

第十五條 新法施行前に告訴を提起しない処分をした事件については、新法第二百六十二條第二項中「第二百六十條の通知を受け、日から七日以内に」とあるのは、「新法施行の日から一箇月以内に」と読み替へるものとする。

第十六條 新法第四十六條の規定により訴訟関係人から裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙一枚につき五円とする。第二條の事件について旧法第五十三條の規定により請求する場合につ

いても、同様である。
2 前項の費用は、収入印紙で納めさせることができる。

第十七條 新法第五十三條第四項の規定による訴訟記録閲覧の手数料は、当分の間、一件につき一回十円とする。

2 前條第二項の規定は、前項の手数料に準用する。

第十八條 新法施行の際現に係属している告訴については、民事訴訟法を適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第十九條 この法律に定めるものを除く外、新法施行の際現に裁判所に係属している事件の処理に關し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる。

第二十條 衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第四百一十一條ノ二（參議院議員選挙法（昭和二十二年法律第十一号）第七十五條において例による場合並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十八條第三項及び政治資金改正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四十六條において準用する場合を含む。）の適用については、旧法中私訴に關する規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法第五百六十九條及び第五百九十五條中に引用されている旧法の規定のあるものは、新法の規定が引用されているものとする。

第二十一條 刑事訴訟費用法（大正十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

のよう改正する。

第一條中「及通事」を、「通譯人及翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」に改め、「豫審又は」を削り、同條に次の一号を加へる。

三 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日常、旅費、宿泊料及報酬

第二條中「豫審判事、受託判事又ハ裁判所又ハ裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第三條第一項中「及通事」を、「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所又ハ裁判所又ハ受託裁判官」に改め、同條第二項を次のように改める。

鑑定料、通譯料、翻譯料及鑑定人、通譯人又ハ翻譯人ニ對シ辨償スヘキ立替金ノ額ハ裁判所又ハ受託裁判所ノ相當ト認ムル所ニ依ル第四條中「及通事」を、「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所又ハ裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第五條中「及通事ノ止宿料」を「通譯人及翻譯人ノ宿泊料」に「豫審判事、受託判事又ハ裁判所又ハ裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第六條中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」に改め「豫審ニ付テハ其ノ終結前公判ニ付テハ」を削る。

第七條を次のように改める。

第七條 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日常、旅費及宿泊料ニ付テハ第三條乃至前條ノ規定ヲ準用ス但シ辯護人カ期日ニ出頭シ又ハ取調

若ハ處分ニ立會ヒタル場合ニ限ル

同法第三十八條ノ規定ニヨリ辯護人ニ給スヘキ報酬ノ額ハ裁判所ノ相當ト認ムル所ニ依ル

第二十二條 訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「刑事訴訟費用法第三條及び」刑事訴訟費用法第四條の下に「（同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）を加へ、民事訴訟費用法第十二條及刑事訴訟費用法第五條ノ止宿料及刑事訴訟費用法第十二條ノ止宿料（同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）に改める。

第二十三條 司法警察事務上巡查に於テ警部代理方（明治十四年司法省布達甲第五号）及び裁判官渡の謄本等を求むる者費用上納額（明治十四年司法省布達甲第七号）は、廢止する。

附則
この法律は刑事訴訟法を改正する法律施行の日（昭和二十四年一月一日）から施行する。

裁判所法の一部を改正する等の法律
裁判所法の一部を改正する等の法律

第一條 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のよう

に改正する。

目次中「第三章 簡易裁判所」を「第三章 家庭裁判所」に改める。第四章 簡易裁判所」に改める。第二條中「及び簡易裁判所」を

「家庭裁判所及び簡易裁判所」に改める。

第十條第一号中「判断する」とき」の下に「（意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。）」を加へる。

第十三條中「事務局」を「事務総局」に改める。

第二編中第十四條の次に次の一條を加へる。

第十四條の二（図書館） 最高裁判所に裁判所図書館を置く。

最高裁判所は、裁判所図書館の支部を設けることができる。

第十六條第一号から第三号までを次のように改める。

一 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に關する判決に對する控訴

二 第七條第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に關する決定及び命令に對する抗告

三 刑事に關するものを除いて、地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の判決に對する上告

第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告
第二十八條中「他の地方裁判所」の下に、「家庭裁判所又はその高等裁判所」を加える。
第三編第三章を第四章とし、第三十一條の次に、次の一章を加える。

第三章 家庭裁判所

第三十一條の二（構成） 各家庭裁判所は、相應な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第三十一條の三（裁判権その他の権限） 家庭裁判所は、左の権限を有する。

- 一 家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調停
- 二 少年法で定める少年の保護事件の審判
- 三 少年法第三十七條第一項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の裁判

家庭裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。
家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十一條の四（一人制・合議制） 家庭裁判所は、審判又は裁判を行うときは、一人の裁判官でその事件を取り扱う。但し、他の法律において裁判官の合議体で取り扱うべきものと定められたときは、その定に従う。

前項但書の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。
第三十一條の五（地方裁判所の規定の準用） 第二十七條乃至第三十

一條の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

第三十三條第一項第二号中「未遂罪に係る訴訟」の下に「（第三十一條の三第一項第三号の訴訟を除く。）」を加える。

第四十一條第二項中「法務廳事務教官、法務廳教官又は少年審判官」を「法務廳事務教官又は法務廳教官」に改める。

第四十二條第一項第五号を次のように改める。

五 裁判所調査官又は司法研修所教官

第四十四條第一項第四号中「法務廳事務教官、法務廳教官又は少年審判官」を「法務廳事務教官又は法務廳教官」に改める。

第五十條中「高等裁判所又は地方裁判所」を「高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所」に改める。

第五十三條第三項中「事務局」を「事務局総局」に改める。

第五十四條中「最高裁判所長官秘書官」を「（最高裁判所の裁判官の秘書官）に改め、同條第一項中「最高裁判所長官秘書官一人」の下に「及び最高裁判所判事秘書官十四人」を加え、同條第二項中「最高裁判所長官秘書官」の下に「及び最高裁判所判事秘書官」を加え、同條第三項中「最高裁判所長官」の下に「最高裁判所判事秘書官は、最高裁判所判事の」を加える。

第五十六條の次に次の二條を加える。

第五十六條の二（裁判所図書館長） 最高裁判所に裁判所図書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこ

れを命ずる。

裁判所図書館長は、最高裁判所長官の監督を受けて裁判所図書館の事務を掌理し、裁判所図書館の職員を指揮監督する。

第五十六條の三（高等裁判所長官秘書官） 各高等裁判所に高等裁判所長官秘書官各一人を置く。

高等裁判所長官秘書官は、二級とする。

高等裁判所長官秘書官は、高等裁判所長官の命を受け機密に関する事務を掌る。

第五十九條第一項中「各高等裁判所及び各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所」に改め、同條第二項中「各地方裁判所長」の下に「各家庭裁判所事務局長は、各家庭裁判所長」を加える。

第六十條第一項中「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

第六十條の次に次の一條を加える。

第六十條の二（裁判所司書官） 最高裁判所に裁判所司書官を置き、二級の裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。

裁判所司書官は、上司の命を受けて裁判所の図書の管理を掌る。

第六十一條の次に次の一條を加える。

第六十一條の二（少年保護司） 各家庭裁判所に少年保護司を置き、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、最高裁判所の定めるところに

より、最高裁判所又は各家庭裁判所が、これを補する。

少年保護司は、第三十一條の三第一項第二号の審判に必要な調査その他少年法で定める事務を掌る。

最高裁判所は、少年保護司の中から、上席少年保護司を命じ、調査事務の監督、地方少年保護委員会その他の機関との連絡調整等の事務を掌らせることができる。

少年保護司は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十三條第一項を次のように改める。

各裁判所に廷吏を置く。廷吏は、別に法律で定める員数を限り、三級とすることができる。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條（任免・叙級） 裁判官以外の裁判所の職員の任免及び叙級は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所が行う。

第六十五條中「事務局局長又は裁判所書記」を「事務局局長、裁判所書記又は少年保護司」に改め、「裁判所技官」の下に「（少年保護司たるものを除く。）」を加え、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

第八十條中第四号を第五号とし、同條に第四号として次の一号を加える。

四 各家庭裁判所は、その家庭

裁判所の職員を監督する。

第二條 裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律（昭和二十二年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「地方裁判所及び簡易裁判所」を「地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所」に改める。

第十四條第一項中「免官は、一級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決を具した最高裁判所の申出により内閣が」を「免官及び減俸は、一級のもの及び」に、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改め、同項第二号の次に判第二号の二として次の一号を加える。

二の二 最高裁判所判事秘書官第十四條第一項第三号の次に第三号の二として次の一号を加える。

三の二 高等裁判所長官秘書官第十四條第三項中「第一項」を「前項」に「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改め、同條第二項を削る。

第三條 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第四百六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「同法第二十九條第三項」の下に「（同法第三十一條の五で準用する場合を含む。）」を、「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 裁判所構成法による

司法官試験補たる資格を有し、満洲國の學習法官、高等官試験又は前條に掲げる滿洲國の各職の在職年数が通算して三年以上になる者については、その三年に達した時に裁判所構成法による判事又は檢察たる資格を得たものとみなして、前條の規定を準用する。

第四條 裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「專任四千六百九人三級」を「專任四千五百五十一人三級」に改める。

第五條の次に次の一條を加える。

第六條 三級の廷吏の員数は、專任五十八人とする。

第五條 檢察廳法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「高等裁判所又は地方裁判所」を「高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

地方檢察廳は、各家庭裁判所に、それぞれ對應するものとす。

第十九條第一項第三号中「少年審判官」を削る。

第三十八條中「司法省参事官」の下に「少年審判官」を加える。

第六條 法務廳設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第五項第二号及び第三号並びに第十五條第二項及び第三項中「少年裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第七條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四百六十三條但書を削る。

第八條 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 家庭裁判所において、この法律に定める事項を取り扱う裁判官は、これを家事審判官とする。

第三條 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、參與員を立ち合わせ、又はその意見を聽いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる。

調停は、家事審判官及び調停委員を以て組織する調停委員会がこれを行う。前項但書の規定は、調停にこれを準用する。第十條第二項及び第二十二條第二項第一号中「地方裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第九條 左に掲げる法律中「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）

精神病者監護法（明治三十三年法律第三十八号）

民法（明治二十九年法律第八十九号）

附則

第十條 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。但し、裁判所法第十四條の二、第五十六條の二、第六十條の二、判事補の職権の特例等に関する法律第二條の二及び裁判所職員の定員に関する法律第六條の規定並びに裁判所法第十條、第六十三條第一項及び裁判所職員の定員に関する法律第四條を改正する規定は、この法律公布の日から施行する。

第十一條 第一條中裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條を改正する規定は、この法律施行前に第一審の第一回の公判が開かれた刑事事件の訴訟については適用しない。

2 前項の訴訟については、改正前の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十二條 この法律施行前における少年審判官の在職は、この法律による改正後の裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、裁判所調査官の在職とみなす。

第十三條 少年法（昭和二十三年法律第二十八号）第六十三條第二項の家庭裁判所は、同法施行の際事件に係属する少年審判所の所在地を管轄する家庭裁判所とする。

第十四條 この法律施行の際現に家事審判所に係属している事件及びこの法律による改正前の家事審判法（以下旧家事審判法という。）第四條の規定によつて地方裁判所に係属している事件は、この法律施行の日、その家事審判所又は地方裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所に係属したものとみなす。

2 家事審判所の審判に関する抗告事件及び旧家事審判法第四條の規定による抗告事件でこの法律施行の際現に抗告裁判所に係属しているものは、家庭裁判所の審判に関する抗告事件とみなす。

3 前二項の事件において、この法律施行前に旧家事審判法によつてした家事審判所その他の者の行爲は、別段の定めがある場合を除いては、改正後の家事審判法（以下新家事審判法という。）の適用については、同法によつてした行爲とみなす。

第十五條 この法律施行前に確定した家事審判所の審判又は同日以前に家事審判所において成立した調停は、この家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所の審判又は同裁判所において成立した調停とみなす。

第十六條 この法律施行前にした行爲に対する過料に関する規定の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、過料の審判は、旧家事審判法によれば権限を有すべき家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所が行う。

2 この法律施行前に參與員又は調停委員の職にあつた者の行爲に対する罰則の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十七條 家事審判法施行法（昭和二十二年法律第五十三号）によつて家事審判所の審判とみなされる裁判は、この法律施行後は、家庭裁判所の審判とみなす。

第十八條 家事審判法施行法第二十四條第二項の規定によつて管轄家事審判所に差し戻すべき事件は、この法律施行後は、管轄家庭裁判所に差し戻さなければならない。

2 前項の規定によつて差し戻した場合に、その事件において家事審判法施行法による改正前の非訟事件手続法によつてした裁判所の他の者の行爲は、新家事審判法の適用については、同法によつてした行爲とみなす。

停委員の職にあつた者の行爲に対する罰則の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十七條 家事審判法施行法（昭和二十二年法律第五十三号）によつて家事審判所の審判とみなされる裁判は、この法律施行後は、家庭裁判所の審判とみなす。

第十八條 家事審判法施行法第二十四條第二項の規定によつて管轄家事審判所に差し戻すべき事件は、この法律施行後は、管轄家庭裁判所に差し戻さなければならない。

2 前項の規定によつて差し戻した場合に、その事件において家事審判法施行法による改正前の非訟事件手続法によつてした裁判所の他の者の行爲は、新家事審判法の適用については、同法によつてした行爲とみなす。

第十九條 民法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百二十二号）附則第十四條第二項又は第二十七條第三項（同法附則第二十五條第二項但書、第二十六條第二項及び第二十八條において準用する場合を含む。）の規定によつて家事審判所が行うべき審判は、この法律施行後は、家庭裁判所が行う。

第十條 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。但し、裁判所法第十四條の二、第五十六條の二、第六十條の二、判事補の職権の特例等に関する法律第二條の二及び裁判所職員の定員に関する法律第六條の規定並びに裁判所法第十條、第六十三條第一項及び裁判所職員の定員に関する法律第四條を改正する規定は、この法律公布の日から施行する。

第十一條 第一條中裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條を改正する規定は、この法律施行前に第一審の第一回の公判が開かれた刑事事件の訴訟については適用しない。

2 前項の訴訟については、改正前の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十二條 この法律施行前における少年審判官の在職は、この法律による改正後の裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、裁判所調査官の在職とみなす。

第十三條 少年法（昭和二十三年法律第二十八号）第六十三條第二項の家庭裁判所は、同法施行の際事件に係属する少年審判所の所在地を管轄する家庭裁判所とする。

第十四條 この法律施行の際現に家事審判所に係属している事件及びこの法律による改正前の家事審判法（以下旧家事審判法という。）第四條の規定によつて地方裁判所に係属している事件は、この法律施行の日、その家事審判所又は地方裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所に係属したものとみなす。

2 家事審判所の審判に関する抗告事件及び旧家事審判法第四條の規定による抗告事件でこの法律施行の際現に抗告裁判所に係属しているものは、家庭裁判所の審判に関する抗告事件とみなす。

3 前二項の事件において、この法律施行前に旧家事審判法によつてした家事審判所その他の者の行爲は、別段の定めがある場合を除いては、改正後の家事審判法（以下新家事審判法という。）の適用については、同法によつてした行爲とみなす。

第十五條 この法律施行前に確定した家事審判所の審判又は同日以前に家事審判所において成立した調停は、この家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所の審判又は同裁判所において成立した調停とみなす。

第十六條 この法律施行前にした行爲に対する過料に関する規定の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、過料の審判は、旧家事審判法によれば権限を有すべき家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所が行う。

2 この法律施行前に參與員又は調停委員の職にあつた者の行爲に対する罰則の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十七條 家事審判法施行法（昭和二十二年法律第五十三号）によつて家事審判所の審判とみなされる裁判は、この法律施行後は、家庭裁判所の審判とみなす。

第十八條 家事審判法施行法第二十四條第二項の規定によつて管轄家事審判所に差し戻すべき事件は、この法律施行後は、管轄家庭裁判所に差し戻さなければならない。